

# 島根県 障がい者基本計画



平成30年3月  
島根県

平成29年度島根県障がい者アート作品展金賞

作品 A 「震災後の東日本」

作 者 服部 祐二

作品 B 「ファンタジー」

作 者 庄野 雄二



---

## はじめに

島根県では、障がいのある人が住みたい地域で自立した生活を営むことができ、地域住民と共に支え合う共生社会の実現のため、平成 25 年に策定した「島根県障がい者基本計画」や、その実施計画である「島根県障がい福祉計画」に基づき、様々な障がい者施策に取り組んでまいりました。

この間、国においては、障害者権利条約が採用する、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念を取り入れた、障害者差別解消法の制定や障害者雇用促進法の改正をはじめとする国内法の整備が進められてきました。こうした取組の成果として、平成 26 年に条約が批准されるなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。

このような社会情勢の変化のもと、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、このたび「島根県障がい者基本計画」を改定しました。この計画は、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指すことを基本理念とし、障がい者差別の解消のための取組、障がいへの理解を深めるための広報や啓発、サービス基盤の整備や障がい児支援の充実、就労支援など、総合的な障がい者施策の推進を図ろうとするものです。

今後とも、市町村、関係機関、関係団体との密接な連携のもと、県民の皆様の御理解と御協力を得ながら、計画の着実な実施に努めてまいります。

終わりに、計画の改定にあたり、熱心に御審議いただきました島根県障がい者施策審議会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただいた県民の皆様、関係団体の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成30年3月

島根県知事 溝口 善兵衛

## 目次

### 第1編 計画の策定に当たって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の基本理念	1
3. 計画の性格	1
4. 計画の期間	2
5. 計画における障がい者の定義	2

### 第2編 計画の基本的方向

#### 第1章 障がい者の動向と障がい者を取り巻く環境の変化

1. 障がい者の動向	4
2. 障がい者を取り巻く環境の変化	10

#### 第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本的視点	11
2. 推進体制	11

### 第3編 施策の方向

施策体系図	12
-------	----

#### 1. 差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 障がい者差別の解消の推進	13
(2) 障がいに対する理解の促進	14
(3) 権利擁護のための施策の充実	16

#### 2. 地域生活の充実

(1) サービス基盤の整備	18
(2) 生活支援体制の整備	22
(3) 障がい児支援の充実	24
(4) スポーツ・文化芸術活動への支援	26
(5) 地域における福祉活動の充実	28

#### 3. 就労支援

(1) 一人ひとりの障がい特性や能力を活かした多様な就労の促進	29
(2) 工賃向上のための支援	32

#### 4. 保健、医療、教育の充実

(1) 保健活動の促進	33
(2) 難病対策の推進	35
(3) 障がい者に対する適切な医療等の提供	36
(4) 一人ひとりのニーズに応じた教育の充実	38

#### 5. 生活環境

(1) ひとにやさしいまちづくりの総合的推進	40
(2) 住宅・建築物のバリアフリー化の推進	41
(3) 公共交通機関・歩行空間等の安全確保とバリアフリー化の推進	43
(4) 防災・防犯対策の推進	45

### 資料編

用語解説	47
島根県障がい者施策審議会条例	51
島根県障がい者施策審議会委員名簿	52

# 第1編 計画の策定に当たって

## 1. 計画策定の趣旨

本県では、昭和 57 年の「障害者対策に関する島根県長期計画」策定以降、平成 5 年に「島根県障害者対策ダイヤモンドプラン」を、平成 9 年にはダイヤモンドプランの後期重点実施計画として「しまね障害者プラン」を、平成 15 年には「島根はつらつプラン」を、平成 25 年には「島根県障がい者基本計画」(以下「前計画」という。)を策定してきました。これらの計画に基づき、保健、医療、福祉、教育、労働等幅広い施策分野にわたり、障がい者施策の推進に努めてきました。

また、国においては、平成 19 年に障がい者の権利及び尊厳の尊重を促進し、保護するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」に署名して以降、前計画の期間中にも国内法の整備が進められました。平成 25 年 6 月には、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が制定され、また、「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」の改正により、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止等が定められ、平成 28 年 4 月から施行されました。これらの法整備を含めた一連の取組の成果を踏まえ、平成 26 年 1 月に条約が批准されました。

このほか、平成 25 年には「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、平成 28 年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」、「児童福祉法」、「発達障害者基本法」の改正が行われるなど、障がい福祉施策に関する制度改革が行われています。

このような国の障がい者施策の改革に対応しつつ、平成 29 年度で終期を迎える前計画の検証を行い現状と課題を踏まえて、平成 30 年度からの新しい計画を策定するものです。

## 2. 計画の基本理念

障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができ、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会(共生社会)の実現を目指すことを基本理念とします。

## 3. 計画の性格

この計画は、障害者基本法第 11 条第 2 項に規定されている都道府県障害者計画として位置づけられるもので、障がい者施策に関する基本的な計画であり、中期的な障がい者施策の基本的方向等を明らかにし、障がい者施策の総合的な推進を図ろうとするものです。

また、「島根総合発展計画」に掲げる「基本目標Ⅱ安心して暮らせるしまね」を受け、障がい福祉の観点から、基本目標の実現を目指すものです。

#### 4. 計画の期間

この計画の実施計画となる「島根県障がい福祉計画・島根県障がい児福祉計画」の実績を踏まえ、効果的な施策推進と次期計画の改定を行うため、計画期間を平成30(2018)年度から平成35(2023)年度までの6年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行います。

	H15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35						
障害者計画	島根はつらっプラン															障がい者基本計画 (前計画)				障がい者基本計画							
障害福祉計画																第1期 障害福祉計画		第2期 障害福祉計画		第3期 障害福祉計画		第4期 障がい福祉計画		第5期 障がい福祉計画			
障害児福祉計画																第1期障がい児 福祉計画											

#### 5. 計画における障がい者の定義

この計画における障がい者は、障害者基本法第2条の定義を踏まえ、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)や難病などその他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁(※)により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者としてします。

※社会的障壁:障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

## 島根県における「障害」表記の取扱いについて

「障害」という表記について、「害」の字に否定的な意味があることなどから、文章の前後の文脈から「障害」が人や人の状態を表す場合には、「障がい」とひらがな表記にすることを原則としています。

なお、法令・条例等の名称やこれらに規定されている用語、団体・施設等の固有名称等については、「障害」と漢字表記としています。

平成 22 年 4 月 1 日以降県が作成する公文書を対象としており、本計画においても上記の取扱いにより表記しています。

## 社会モデルと社会的障壁

例えば、車椅子使用者が段差のある建物を利用しづらいのは、なぜでしょうか？

従来の障がいの捉え方は、車椅子を使用しているから（足の機能障がいがあるから）という「医学モデル」の考え方を反映したものでした。

現在は、障がいとは、本人の医学的な心身の機能障がいを指すもの（「医学モデル」）ではなく、社会における様々な障壁（社会的障壁）との相互作用によって生じるものという「社会モデル」の考え方が反映されています。

車椅子使用者が建物を利用しづらいのは、段差（社会的障壁）があるからであり、その障壁を取り除くことによって、障がいが解消されるということです。

誰でも、階段やはしごがなければ 2 階には上がりません。階段やはしごなどの周囲の環境の社会的障壁で、できる事とできない事が変わってきます。つまり社会モデルでは、程度の差があるだけで、障がいのある人もない人も同じ前提なのです。

障がいのない人に対しては、すでに多くの社会的障壁が取り除かれています。障がいのある人に対しても、合理的配慮の提供や環境の整備などによって社会的障壁を取り除いていくことが必要です。

## 第2編 計画の基本的方向

### 第1章 障がい者の動向と障がい者を取り巻く環境の変化

#### 1. 障がい者の動向

##### (1) 障がい者の推移

県内の平成28年度末における身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者は、およそ6万9千人です。5年前に比べ、身体障がい者数は減少していますが、知的障がい者及び精神障がい者は増加傾向が見られます。

(単位:人)

		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	合計
平成23年度		38,911	6,755	25,094	70,760
平成28年度		36,014	7,491	25,549	69,054
増減	人数	▲ 2,897	736	455	▲ 1,706
	比率	▲ 7.4%	10.9%	1.8%	▲ 2.4%

資料:障がい福祉課調

身体障がい者:各年度末現在の身体障害者手帳所持者数

知的障がい者:各年度末現在の療育手帳所持者数

精神障がい者:各年6月末現在の精神病院(精神科)に入院又は通院中の患者数

##### (2) 身体障がい者

###### ①年齢階層別身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は平成29年3月31日現在、36,014人で、5年前に比べ2,897人、7.4%の減となっています。

どの年代の手帳所持者数も減少傾向にありますが、65歳未満に比べて65歳以上の構成比が76.0%から79.8%へと高くなっており、高齢化が更に進んでいます。

(単位:人)

		18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
平成23年度	人数	499	8,821	29,591	38,911
	構成比	1.3%	22.7%	76.0%	100.0%
平成28年度	人数	431	6,858	28,725	36,014
	構成比	1.2%	19.0%	79.8%	100.0%
増減	人数	▲ 68	▲ 1,963	▲ 866	▲ 2,897
	比率	▲ 13.6%	▲ 22.3%	▲ 2.9%	▲ 7.4%

資料:障がい福祉課調

## ②障がい種類別身体障害者手帳所持者数

障がいの種類別では、「肢体不自由」が19,771人で54.9%を占め最も多く、次いで「内部障害」(8,971人、24.9%)、「聴覚・平衡機能障害」(4,313人、12.0%)、「視覚機能障害」(2,494人、6.9%)、「音声・言語・そしゃく機能障害」(465人、1.3%)の順になっています。

5年前と比較すると、全ての種別において人数が減少していますが、「視覚機能障害」の減少率が最も高く、「内部障害」は減少が低くなっています。

(単位:人)

		視覚機能障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
平成23年度	人数	2,949	4,561	504	21,892	9,005	38,911
	構成比	7.6%	11.7%	1.3%	56.3%	23.1%	100.0%
平成28年度	人数	2,494	4,313	465	19,771	8,971	36,014
	構成比	6.9%	12.0%	1.3%	54.9%	24.9%	100.0%
増減	人数	▲ 455	▲ 248	▲ 39	▲ 2,121	▲ 34	▲ 2,897
	比率	▲ 15.4%	▲ 5.4%	▲ 7.7%	▲ 9.7%	▲ 0.4%	▲ 7.4%

資料:障がい福祉課調

### ③等級別身体障害者手帳所持者数

障がいの等級別では、「1・2級」の重度者が 44.8%で最も多く、次いで「3・4級」の中度者、「5・6級」の軽度者の順になっており、5年前との比較では、重度者、中度者、軽度者ともに減少しています。

(単位:人)

		1・2級 (重度)	3・4級 (中度)	5・6級 (軽度)	合計
平成 23 年度	人 数	17,574	15,519	5,818	38,911
	構成比	45.1%	39.9%	15.0%	100.0%
平成 28 年度	人 数	16,151	14,572	5,291	36,014
	構成比	44.8%	40.5%	14.7%	100.0%
増 減	人 数	▲ 1,423	▲ 947	▲ 527	▲ 2,897
	比 率	▲ 8.1%	▲ 6.1%	▲ 9.1%	▲ 7.4%

資料:障がい福祉課調

## (3) 知的障がい者

### ①年齢階層別療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は、平成 29 年 3 月 31 日現在、7,491 人で、5 年前と比べ 736 人、10.9%の増となっています。

年齢別では、18 歳未満が 1.7%増であるのに比べ、18 歳以上は 12.7%増と大幅に増加しています。

(単位:人)

		18 歳未満	18 歳以上	合計
平成 23 年度	人 数	1,083	5,672	6,755
	構成比	16.0%	84.0%	100.0%
平成 28 年度	人 数	1,101	6,390	7,491
	構成比	14.7%	85.3%	100.0%
増 減	人 数	18	718	736
	比 率	1.7%	12.7%	10.9%

資料:障がい福祉課調

## ②障がい程度別療育手帳所持者数

障がいの程度では、「療育手帳A(重度)」所持者が 30 人(1.0%)、「療育B(中・軽度)」が 706 人(19.1%)それぞれ増加しており、構成比においては「中度・軽度」の割合が増加しています。

(単位:人)

		A(重度)	B(中・軽度)	合計
平成 23 年度	人 数	3,052	3,703	6,755
	構成比	45.2%	54.8%	100.0%
平成 28 年度	人 数	3,082	4,409	7,491
	構成比	41.1%	58.9%	100.0%
増 減	人 数	30	706	736
	比 率	1.0%	19.1%	10.9%

資料:障がい福祉課調

## (4) 精神障がい者

### ①医療機関の利用状況から見た精神障がい者数

医療機関の利用状況から見た精神障がい者数は、平成 28 年 6 月末現在で 25,549 人であり、入院患者は 1,958 人、通院患者は 23,591 人となっています。

5 年前との比較では、全体で 455 人、1.8%の小幅な増加となっています。入院患者数については 290 人、12.9%の減少、通院患者数は 745 人、3.3%の増加となっています。

(単位:人)

		入院患者	通院患者	合計
平成 23 年度	人 数	2,248	22,846	25,094
	構成比	9.0%	91.0%	100.0%
平成 28 年度	人 数	1,958	23,591	25,549
	構成比	7.7%	92.3%	100.0%
増 減	人 数	▲ 290	745	455
	比 率	▲ 12.9%	3.3%	1.8%

資料:障がい福祉課調

## ②等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 29 年 3 月 31 日現在、6,369 人で、5 年前に比べ 2,141 人、50.6%の増となっています。

(単位:人)

		1級	2級	3級	合計
平成 23 年度	人数	843	2,544	841	4,228
	構成比	19.9%	60.2%	19.9%	100.0%
平成 28 年度	人数	1,462	3,588	1,319	6,369
	構成比	23.0%	56.3%	20.7%	100.0%
増 減	人数	619	1,044	478	2,141
	比率	73.4%	41.0%	56.8%	50.6%

資料:障がい福祉課調

※障がいの程度に応じて、重度のものから1級、2級、3級と区分されています。

## (5) 発達障がい者

島根県における発達障がい者数は正確には把握できていない状況ですが、文部科学省が平成 24 年に実施した全国調査では、発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は推定値 6.5%という結果が出ています。

県内 2 カ所に設置している発達障害者支援センターでは、本人や家族等への相談支援等を実施していますが、平成 28 年度の相談実績は、実支援人数が 926 人、のべ支援件数が 3,208 件となっています。

## (6) 難病患者

指定難病及び小児慢性特定疾病の受給者数から見た難病患者数は、平成 29 年 3 月末現在で、指定難病\*1 が 6,526 人、小児慢性特定疾病\*2 が 647 人の合計 7,173 人となっています。

なお、指定難病については、平成 27 年 1 月 1 日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、対象疾患が段階的に拡大されており、平成 29 年 3 月末現在で 306 疾病が医療費助成の対象となっています。

5 年前との比較では、指定難病は対象疾患が拡大されたこともあり、1,218 人、22.9%の増となっていますが、小児慢性特定疾病については、微減となっています。

(単位:人)

		指定難病	小児慢性特定疾病	合計
平成 23 年度	人 数	5,308	654	5,962
	構成比	89.0%	11.0%	100.0%
平成 28 年度	人 数	6,526	647	7,173
	構成比	91.0%	9.0%	100.0%
増 減	人 数	1,218	▲ 7	1,211
	比 率	22.9%	▲ 1.1%	20.3%

資料:健康推進課調

※上記の数は、特定医療費(指定難病)受給者数及び小児慢性特定疾病医療支援受給者数です。

- \*1 発症原因が不明で治療法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が指定した疾病(指定難病)で、再生不良性貧血やパーキンソン病など 330 疾病(平成 29 年 4 月現在)が指定されています。なお、医療費の助成は、病状が一定の基準を満たす者を対象としています。
- \*2 悪性新生物や慢性腎疾患など 14 疾患群があり、治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり児童の健全な育成を阻害する恐れがある疾病です。対象は、原則 18 歳未満の児童であり 20 歳まで延長ができます。

## 2. 障がい者を取り巻く環境の変化

前計画期間中には、障がい者を取り巻く国内外の環境は大きく変化しており、様々な法整備・改正等が実施されています。

### (1) 国内の制度改正等

年 月	事 項 ・ 内 容
平成 25 年6月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立 ①障がい者を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止 ②行政機関等の職員のための対応要領、事業者のための対応指針の策定 ③差別解消のための支援措置の規定 等
平成 25 年6月	「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正 ①雇用分野における障がい者を理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務 ②精神障がい者の法定雇用率の算定基礎への算入 等
平成 25 年6月	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の一部改正 ①精神障がい者の医療に関する指針の策定 ②保護者制度の廃止 ③医療保護入院における入院手続き等の見直し 等
平成 26 年5月	「難病の患者に対する医療等に関する法律」の成立 ①難病の患者に対する医療費助成に関する法定化 ②基本方針の策定、調査及び研究の推進 等
平成 28 年5月	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」の一部改正 ①新たなサービス(自立生活援助、就労定着支援)の創設 ②高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用 ③障がい児のサービス提供体制の計画的な構築(障害児福祉計画の策定) ④医療的ケアを要する障がい児に対する支援 等
平成 28 年6月	「発達障害者支援法」の一部改正 ①発達障害者支援地域協議会の設置 ②発達障害者支援センター等による支援に関する配慮 等

### (2) 国際的な動向

全ての障がい者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした「障害者の権利に関する条約」に、我が国が平成 19 年に署名して以降、国内法整備を含めた一連の取組の成果を踏まえ、平成 26 年1月に条約が批准されました。

## 第2章 計画の基本的な考え方

---

### 1. 基本的視点

#### (1) 自立した地域生活の実現

障がいのある人が、障がいの種別や状態に関わらず、住みたい地域で自立した生活を営むことができるように障害福祉サービス提供体制の整備を図るとともに、継続して働くことができるよう就労支援を強化します。

#### (2) 意見の尊重と社会参加の推進

障がいのある人が、自らの意思で選択・決定し、自らの生活設計を築いていくという考え方を尊重するとともに、社会モデルの考え方に照らして、社会的障壁の除去のための取組を進めるなど、一人ひとりの障がい特性や能力を活かせる環境の整備を促進し、障がいのある人の社会参加を推進します。

#### (3) 地域での支え合い

障がいのある人が、地域で安全に安心して生活を送ることができるようソフト・ハード両面のバリアフリー化を推進するとともに、県民一人ひとりが、障がいに対する正しい知識や理解を深め、障がいのある人とない人が地域の中で交流を図り共に支え合う地域づくりを目指します。

---

### 2. 推進体制

#### (1) 全庁的な取組

この計画の推進に当たっては、障がい者施策が保健、医療、福祉、教育、労働等多くの分野にまたがっていることから、関係部局の密接な連携のもと全庁的に取り組みます。

#### (2) 関係機関との連携

障がい者施策を効果的に推進していくためには、社会全体の取組が必要であり、国、県、市町村、民間団体等がそれぞれの役割に応じて協力し合い、連携していくことが重要です。

そのため、今後とも国や市町村の施策と連携するとともに、市町村の取組を支援し、効果的に進めます。また、障がい者を支える多くの企業や民間団体、ボランティア団体等に対して情報提供を行うなど、障がい者施策の効果的な推進に努めます。

#### (3) フォローアップ

障がい者や障がい福祉関係者などを委員として構成する「島根県障がい者施策審議会」、  
「島根県障がい者自立支援協議会」に、この計画の実施計画である「島根県障がい福祉計画・  
島根県障がい児福祉計画」の進捗状況等を毎年度報告し、その意見を踏まえ、計画の効果的な推進を図ります。

## 第3編 施策の方向

### 施策体系図

大項目	中項目	小項目
1. 差別の解消 及び権利擁護の推進	(1) 障がい者差別の解消の推進	①障がい者差別の解消の推進 ②合理的配慮の提供
	(2) 障がいに対する理解の促進	①啓発・広報活動の推進 ②保健・福祉教育の推進 ③交流・ふれあいの促進 ④生涯学習の推進
	(3) 権利擁護のための施策の充実	①権利擁護の推進 ②虐待防止対策の推進
2. 地域生活の 充実	(1) サービス基盤の整備	①住まいの場の確保 ②日中活動の場の充実 ③訪問系サービスの充実 ④重度障がい者・難病患者への支援 ⑤移動支援の充実 ⑥コミュニケーション支援 ⑦情報アクセシビリティの向上
	(2) 生活支援体制の整備	①相談支援体制の充実 ②人材の養成・確保 ③各種制度の活用促進
	(3) 障がい児支援の充実	①地域における支援体制の整備 ②医療的ケア児等に対する支援 ③各種医療対策の充実
	(4) スポーツ・文化芸術活動への 支援	①スポーツ・レクリエーションへの支援 ②文化芸術活動への支援
	(5) 地域における福祉活動の充実	①障がい者団体や本人活動の支援 ②社会福祉協議会、民生委員、児童委員等の活動の充実 ③ボランティア活動の推進
3. 就労支援	(1) 一人ひとりの障がい特性や能力 を活かした多様な就労の促進	①雇用率制度を柱とした施策の推進 ②定着を見据えた就業面・生活面からの総合的支援 ③多様な雇用・就業形態の促進 ④雇用への移行を進めるための支援 ⑤職業能力の開発
	(2) 工賃向上のための支援	①共同化・連携の推進 ②受注・販路の拡大 ③企業の経営手法の導入
4. 保健、医療、 教育の充実	(1) 保健活動の推進	①健康づくりの推進 ②精神保健の推進 ③地域保健活動への支援
	(2) 難病対策の推進	①相談支援・生活支援の充実 ②福祉サービスの提供
	(3) 障がい者に対する適切な医療 等の提供	①地域医療、救急医療体制の充実 ②適切な医療の提供 ③医療従事者の養成・確保 ④リハビリテーション体制の充実
	(4) 一人ひとりのニーズに応じた 教育の充実	①指導充実のための教育環境の整備 ②早期からの一貫した相談支援体制の整備 ③地域における多様な連携の推進 ④指導力の向上と研修の推進 ⑤社会的及び職業的自立の促進
5. 生活環境	(1) ひとにやさしいまちづくりの総合的推進	ひとにやさしいまちづくりの推進体制の整備
	(2) 住宅・建築物のバリアフリー 化の推進	①県立施設の整備 ②民間施設の整備 ③住宅の整備
	(3) 公共交通機関、歩行空間等の安 全確保とバリアフリー化の推進	①道路環境の整備 ②安全な交通環境の整備 ③公共交通機関の充実 ④移動支援の充実
	(4) 防災・防犯対策の推進	①防災対策の充実 ②防犯対策の充実

---

## 1. 差別の解消及び権利擁護の推進

### (1) 障がい者差別の解消の推進

#### 現状と課題

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現のためには、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会における様々な障壁を取り除くことが重要です。

このため、平成 28 年4月に施行された障害者差別解消法では、障がい者に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮を提供しないことを差別と規定し、行政機関等及び事業者に対して差別の解消に向けた具体的な取組を求めています。

社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるため、引き続き県民への法の趣旨・目的を周知・啓発するとともに、相談体制の充実や島根県障がい者差別解消支援地域協議会における協議等により、関係機関や各種団体等との連携を図りながら、取組を充実させていく必要があります。

また、とりわけ公務員をはじめとする各種公共サービス従事者に対しては、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について適切に対応できるよう、障がいや障がい者に関する理解の促進とその徹底を図る必要があります。

また、雇用分野における差別の禁止や合理的配慮の提供に向け、改正障害者雇用促進法の更なる周知・啓発を行う必要があります。

#### 施策の基本的方向

##### ①障がい者差別の解消の推進

- 障害者差別解消法の趣旨・目的等について、幅広く県民や事業者の理解を深めるため、関係機関や各種団体と連携しながら、各種の広報・啓発活動を実施します。
- 障がい者に対する差別を防止し、その被害からの救済を図るため、差別的事案へ適切に対応するための相談体制の充実に取り組むとともに、その利用の促進を図ります。
- 島根県障がい者差別解消支援地域協議会において、各機関が相談を受けた事案について意見交換するなど事案の共有等を図り、相談への対応力を強化します。

○改正障害者雇用促進法に新たに規定された、雇用分野における障がいのある人に対する差別の禁止及び障がいのある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）に基づき、障がいのある人とない人との均等な機会及び待遇の確保について、労働局等関係機関と連携して啓発・周知を行います。

## ②合理的配慮の提供

○行政機関の職員、指定管理者に対して、障害者差別解消法の趣旨・目的等に関する啓発を進め、各機関等において必要な研修等を実施することにより、窓口等における障がい者への配慮の徹底を図ります。

○民間事業者に対して、あいサポーター研修の実施やあいサポート企業への登録の働きかけを実施し、障がいの特性や必要な配慮への理解を深め、具体的な行動につながるよう取り組みます。

○「あいサポート運動」を推進し、県民一人ひとりが障がいの特性や必要な配慮への理解を深めることにより、具体的な行動につながるよう取り組みます。

## （２）障がいに対する理解の促進

### 現状と課題

障がい者に対する差別については、障がいに関する知識・理解の不足や、意識の偏りに起因する面が大きいと考えられることから、県民一人ひとりが障がいに対する正しい理解を深めていくことが重要です。

そのため、市町村や、民間団体、報道機関等の協力を得ながら、広報誌や各種メディアを活用し、「障害者週間」における取組をはじめ、広く啓発活動を実施しています。

また、鳥取県との共同事業として「あいサポート運動」を実施し、様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていること等を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していく、あいサポーターを増やす取組を行っています。

今後は、引き続き市町村、民間諸団体、報道機関等の協力を得ながら、広報誌や各種メディアを活用した広報活動を行うとともに、「あいサポート運動」に全ての年代が参加し、あいサポーターを増やし、障がいの特性や必要な配慮への理解を深めることが必要です。

障がい者や高齢者を含む全ての県民が安心して暮らすことができる、やさしさとふれあいのある社会を形成していくためには、県民一人ひとりが正しい理解のもとに助け合いの心を育てていくことが重要です。

学校では、障がいのある子どもと障がいのない子どもや地域社会の人々とがともに活動を行う交流及び共同学習などの実践的な取組や、人権教育、福祉教育、道徳教育、ボランティア活動への参加促進等を通して、他の人を思いやり尊重する心の育成も積極的に実践されています。このほか、家庭や地域においても、人間関係づくりの基礎的な力の育成や、体験活動の推進が図られています。これらを通して、障がいや障がい者に対する正しい理解と啓発も進められてきています。

今後は、交流及び共同学習による障がい者理解の推進や障がいのある子どもたちが参加できる体験活動の充実について、家庭及び地域社会に対して一層啓発・広報を進めていくことが必要です。

## **施策の基本的方向**

### **①啓発・広報活動の推進**

- 「障害者週間」、「障害者雇用支援月間」等における啓発事業を充実させていきます。
- 研修会などの開催により、県内企業への障がい者雇用についての周知を図ります。
- 広報誌やテレビ等様々な県の広報媒体をはじめ、市町村、民間団体や報道機関と連携した啓発・広報活動を展開し、社会的障壁を取り除くために県民一人ひとりが障がいや障がい者について理解を深めることができるよう啓発活動を推進します。
- 「あいサポート運動」を推進し、県民一人ひとりが障がいの特性や必要な配慮への理解を深めることにより、具体的な行動につながるよう取り組みます。(再掲)
- 各種広聴制度及び世論調査等により、障がい者を含む県民各層の意見の聴取に努め、障がい者施策への反映を図ります。
- 内部障がいや難病など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方が、周囲の方から援助を受けやすくなるよう、ヘルプマーク、ヘルプカードの普及を図ります。

○障がいの原因となる精神疾患や難病等の疾病等について、県民に対して、治療や療養に関する知識とともに、これらの疾病等に対する誤解や偏見がなくなるよう正しい知識の普及を図ります。

## ②保健・福祉教育の推進

○幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において、障がいや障がい者に対する理解を促進し、お互いに理解し合い、思いやる心を育て、一人ひとりを尊重する気持ちを育てるため、障がいのある子どもと障がいのない子ども、地域の人々や高齢者等との交流活動を積極的に推進します。

○障がいや障がい者に対する児童生徒の認識の実態を踏まえ、道徳、特別活動、教科指導等を通じて人権意識を高め障がいや障がい者に対する理解を深めます。

○総合的な学習の時間において、「障がい者理解」、「人権」、「福祉」などをテーマとした学習を充実します。

## ③交流・ふれあいの促進

○障がい者団体などが行う障がい者と地域の人が共に活動する取組を支援し、共に生きる社会づくりを進めます。

## ④生涯学習の推進

○障がいのある子どもが、地域社会の中で様々な体験活動に参加できる基盤づくりを進め、体験活動を通じた交流の機会の充実に努めます。

## (3) 権利擁護のための施策の充実

### 現状と課題

利用者である障がい者主体の福祉サービスを実現するためには、利用者が安心してサービスを受けられる仕組みづくりと、判断能力が不十分な方に対する権利擁護のための施策の充実が必要です。

事業者は、社会福祉事業経営者として、自ら福祉サービスの質の評価を行い、良質で適切なサービスを提供することに努める必要があります。第三者評価は、サービスの質を向上させるための有効な手段であることから、事業者に対してこの制度の活用を働きかけることも必要です。

現在、島根県社会福祉協議会が、県内市町村社会福祉協議会に委託実施している「日常生活自立支援事業」は、着実に事業の趣旨が浸透してきていますが、引き続き潜在的ニーズの把握と事業利用を進めることが必要です。

また、本人が自主選択・自己決定をなしうよう最大限の支援を行う環境整備に努めながら必要に応じて成年後見制度の利用に移行することにより、障がい者の権利擁護及び財産管理を適切に支援できる仕組みとする必要があります。

障がい者の虐待防止及び権利擁護については、障害者虐待防止法に基づき、虐待の防止、早期発見及びその後の支援に向けた取組を強化する必要があります。

## **施策の基本的方向**

### **①権利擁護の推進**

- 事業者が自ら行うサービス内容の情報提供やサービスの質の評価及び事業所内の苦情解決への取組を促進するとともに、第三者評価への取組を促します。
- 県社会福祉協議会に設置されている島根県運営適正化委員会で、事業者において解決できない苦情の解決に当たります。
- 判断能力が不十分な方に対応する日常生活自立支援事業、成年後見制度など障がい者の権利擁護に関する事業について、普及・啓発を図ります。
- 日常生活自立支援事業の有効な利用を図るため、県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会と連携を図り、事業に携わる実務者への研修会を開催します。

### **②虐待防止対策の推進**

- 障がい者虐待の防止、障がい者虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、市町村その他関係機関、関係団体等との連携協力体制を整備します。

- 障がい者虐待対応の窓口等として「島根県障がい者権利擁護センター」を設置し、障がい者虐待防止及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整などの必要な援助を行います。
- 障害福祉サービス事業所等の設置者、管理者、従事者、相談支援専門員等を対象に、障がい者虐待防止に関する研修を実施します。

---

## 2. 地域生活の充実

### (1) サービス基盤の整備

#### 現状と課題

全ての障がい者が、障がいの種別や程度にかかわらず、可能な限り身近な場所で、希望する良質のサービスを受けながら、その人らしく暮らしていけるようサービス基盤を整備する必要があります。

そのためには、住まいの場の確保としてグループホームの整備や、住宅への入居と一人暮らしを支援するための居住支援の取組が重要となっています。居住支援には、平成 24 年 4 月 1 日から制度化された地域相談支援の充実や住宅部局と連携した取組が有効な方法です。

また、利用者の選択に応じた多様な日中活動の場の提供も必要であり、生活介護、就労支援、自立訓練などの法定サービスはもとより、地域活動支援センター、日中一時支援の充実も期待されます。

さらに、障がい者の居宅での生活を支援するために、居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスの一層の充実が求められています。また、訪問系サービスの一環として、障がい者の移動や社会参加を保障する行動援護や同行援護の充実強化も課題です。

重度の障がい者支援や地域移行に向けた支援を行う障害者支援施設は漸減の方向ですが、今後は、障がい者の地域生活において、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、障害者支援施設等の居住支援機能に、相談支援機能や緊急時受入機能等を付加した地域生活支援拠点の整備が求められています。さらに、強度行動障がい者への支援体制の強化には、今後とも注力する必要があります。

精神障がい者の地域生活移行を進めるために、精神障がい者が地域において安心かつ安定した社会生活を送ることができるよう、関係機関の連携を進めるとともに、退院後の住居や日中活動の場の提供を図り、地域生活を支援する体制を整える必要があります。

視覚障がい者や聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するためには、手話通訳者や要約筆記者等の果たす役割が大きいと、その養成・派遣体制の充実を図っていく必要があります。また、ロービジョンなど障がいの程度に応じた支援や配慮等も必要です。

盲ろう者など重度・重複の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段確保への支援も必要です。

障がい者の地域生活の充実のために、情報通信機器等の活用が有用であることから、障がい者個人の態様に応じた機器の整備や、障がい者が情報を十分に使いこなすための研修の充実を図る必要があります。

障がい者に必要な情報を、障がい特性に配慮したうえで分かりやすく提供する必要があります。

障がい福祉サービスの適切な利用のため、当事者等へサービス内容等の周知を図っていくことが必要です。

## **施策の基本的方向**

### **①住まいの場の確保**

- グループホーム等の整備を推進し、施設から地域生活への移行や、日常生活上の支援が必要となった障がい者のニーズに対応します。
- 長期入院や施設入所から地域生活への移行を円滑に進め、居住支援を含めた地域生活への定着を支援する地域相談支援のサービスが県内どこでも受けられるよう普及に努めます。
- 鳥根県居住支援協議会の取組を通して、住宅部局、宅地建物取引業協会との連携を深め、障がい者が住宅を確保しやすい環境づくりに努めます。

## ②日中活動の場の充実

- 生活介護、就労支援、自立訓練など法定サービスの提供体制の整備に向け、新規設置の際の助言や、施設整備が必要な場合の補助金による支援などを行います。
- 精神障がい者の地域生活移行を促進するため、自立訓練(生活訓練)などのサービス提供体制の整備や職業訓練を通じた社会生活に必要な知識や技能の習得を支援します。
- 一般就労が困難な障がい者に就労の場を提供するため、就労継続支援サービスの提供体制の整備を支援します。
- 在宅の障がい者が、日中一時支援などのサービスを受けられるよう、市町村が地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業に対して、「島根県地域生活支援事業費等補助金」により支援します。

## ③訪問系サービスの充実

- 障がい者の地域における自立した生活を支援するため、居宅介護などのサービス提供体制の整備を支援します。
- 居宅介護や重度訪問介護の充実に努め、国庫負担基準額超過部分に充当できる補助金の活用を市町村に促すとともに、介護保険事業所や障がい福祉施設運営法人のこれら事業への参入を引き続き促します。

## ④重度障がい者・難病患者への支援

- 障害者支援施設は、今後の国の施策も見据えつつ、重度・重複・高齢化に対応できるよう計画的に改築整備を進めます。
- 障害者支援施設が、地域における障がい者の支援拠点としての役割が担えるよう整備を促します。
- 強度行動障がいについては、障害者支援施設等職員の専門性を高める研修や設備整備等を実施し、身近な地域で支援できる体制の整備を図ります。
- 在宅の重症心身障がい児(者)の家族の介護負担を軽減するために、障害福祉サービス事業所の有する機能を活用し身近な地域でショートステイ等が受けられる体制の整備に努めます。

- 居宅介護や重度訪問介護の充実に努め、国庫負担基準額超過部分に充当できる補助金の活用を市町村に促すとともに、介護保険事業所や障がい施設運営法人のこれら事業への参入を引き続き促します。(再掲)
- 症状の変動等により身体障害者手帳の取得ができないが一定の障がいのある難病患者等に対して、居宅介護など障害者総合支援法に定める障害福祉サービスが適切に提供されるよう支援します。

## ⑤移動支援の充実

- 行動援護、同行援護の充実に努め、従事者の養成研修に注力するとともに、訪問系事業所のこれら事業への参入を引き続き促します。
- 移動支援や社会参加支援等、市町村が地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業に対して「島根県地域生活支援事業費等補助金」により支援します。
- 視覚障がい者に対する歩行訓練を行います。
- 身体障がい者の自立及び社会参加を促進するため、身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)への県民の理解を促進し、身体障害者補助犬を使用する身体障がい者の施設等の利用の円滑化を図るとともに、身体障害者補助犬の利用を促進します。
- 重度の視覚障がい者に盲導犬の貸与を行います。

## ⑥コミュニケーション支援

- 視聴覚障がい者等の日常生活におけるコミュニケーションを確保するため、島根県聴覚障害者情報センター等を拠点として、障がい者ニーズに対応できる手話通訳士や手話通訳者、要約筆記者及び点訳・朗読ボランティア等の人材の確保に努めるなど、障がいの程度に応じた情報保障のための環境の整備を促進します。
- 視聴覚障害者情報提供施設を運営し、点字図書、字幕・手話付きビデオなどの整備、貸出サービスの充実に努めるとともに、点字指導を行うなど障がい者に配慮した情報提供の一層の拡充のための施策を推進します。

○コミュニケーション手段に障がいのある盲ろう者の社会参加を推進するため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成するとともに、通訳・介助員派遣センターを設置し派遣体制の充実を図ります。

## ⑦情報アクセシビリティの向上

○障がい者がICT(通信情報技術)を活用するために、パソコンの周辺機器、ソフト、点字ディスプレイ等を日常生活用具として市町村が給付することを支援します。

○障がい者が情報を十分に使いこなすための研修や講習会を開催します。

○Webアクセシビリティについて普及・啓発を図り、誰もが利用しやすいWebサイトづくりを推進します。

## (2) 生活支援体制の整備

### 現状と課題

障がい者が地域で生活していくためには、個別サービスの充実に加え、生活全般をコーディネートする相談支援の役割が重要となります。

相談支援専門員は適切に各利用者の状況や課題をアセスメントし、公的サービスだけでなく、インフォーマルのサービスも位置づけたサービス等利用計画を作成し、適切に支援する必要があります。

また、地域相談の充実や、支援を必要とする障がい者を見だし、なんらかの支援につなげるための基本相談も相談支援の大きな役割です。

障がい者を地域で支えるために、地域課題を把握し、必要に応じてサービス資源を創出する地域ぐるみの取組も重要です。このための地域自立支援協議会の果たす役割には大きなものがあります。

さらに、高次脳機能障がいや発達障がいなどの専門的相談機能を充実させるとともに、障がい者が相談支援を受けるための情報を分かりやすく提供する必要もあります。

福祉サービスは、人間の手によってしか提供できないものであり、担い手である人材養成・確保は、サービスの量や質を確保する上で極めて重要な事項です。サービスを提供するための要

件としての資格取得のための研修と支援技術の向上を図るスキルアップ研修は、いずれも重要です。

## **施策の基本的方向**

### **①相談支援体制の充実**

- 利用者への相談支援の質の向上を図っていく必要があることから、相談支援専門員のスキルアップのための研修を実施していきます。
- 市町村が実施する基本相談が、引き続き適切に実施されるよう必要な支援に努めます。
- 施設、グループホーム、精神科病院からの円滑な地域移行やひとり暮らしの障がい者の地域生活を支援する地域相談支援のサービスが県内どこでも受けられるよう普及に努めます。
- 精神障がい者及び家族のニーズに対応するため、市町村、保健所及び相談支援事業所を中心として、保健・医療・福祉が一体となった相談支援体制の充実を図ります。
- 身近な地域において、高次脳機能障がい者に対する専門的な相談支援ができるよう、引き続き相談支援コーディネーターを配置し、きめ細かな支援に努めます。
- 発達障がいへの支援については、ライフステージを通じた切れ目のない支援が重要であることから、発達障害者支援センター、関係機関、市町村などが連携を図り、身近な地域で支援が受けられるよう支援体制の充実を図ります。
- 難病患者及び家族の療養上及び生活上の様々な相談に対応するため、しまね難病相談支援センターを設置し、専門的支援体制の充実を図ります。
- 心と体の相談センター、保健所、児童相談所の専門的相談機能の充実を図り、障がい者相談窓口の情報提供に努めます。

### **②人材の養成・確保**

- サービス提供に当たって配置が必要とされるサービス管理責任者等の養成研修は、国の研修体系等の状況を見据えつつ適切に実施するとともに、ホームヘルパーやサービス管理責

任者などの支援技術向上のためのスキルアップ研修を一層充実させ、サービスの質の向上を図ります。

○身体・知的障害者相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図るよう努めます。

○今後のサービス必要量を見据え、必要な人材が確保できるよう福祉関係人材の養成機関や関係団体等と密接に連携を図り、多様な人材の福祉職場への就労の促進、職場への定着支援及び人材養成を進めていきます。

### ③各種制度の活用促進

○障がい者の地域生活の充実のため、特別障害者手当等の各種手当や自動車税等の減免、運賃割引など様々な制度について、ホームページ等により、その周知に努めます。

## (3) 障がい児支援の充実

### 現状と課題

地域における障がい児支援体制の推進のために、身近な地域で療育相談や指導を受けられる体制の充実を図っており、特に放課後等デイサービスなど障害児通所支援事業を実施する事業所が増加し、利用者も大幅に増えてきています。地域のニーズを勘案しながら、適切なサービスを受けられる体制の一層の充実を図る必要があります。

医療技術の進歩等を背景として、NICUに長期入院した後、引き続き人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な児童が増加しています。医療的ケアを要する児童が地域において必要な支援を受けられる体制を整備していく必要があります。

障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、可能な限り地域の保育・教育等の支援が受けられる体制が必要です。

また、乳幼児医療費助成制度による早期治療の促進を図るとともに早期療育を実施する必要があります。

## **施策の基本的方向**

### **①地域における支援体制の整備**

- 障がい児の保育を推進するため、障がい児を受け入れている保育所等に対し、保育士の加配を行うことなどにより、障がい児の保育環境の向上を図ります。
- 障がいのある児童の権利保障や多くの不安や悩みを持つ保護者の支援のため、児童に関する専門機関である児童相談所の体制整備及び職員研修を通じた専門性の向上、また、関係機関との連絡会議等を通じて「子どもと家庭電話相談室」相談員の専門性の向上に取り組むとともに、地域の子育て家庭に対して相談等を行う「地域子育て支援拠点」の設置を促進します。
- 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業などにより、障がい児や家族が身近な地域で療育相談や指導を受けられる体制の充実を図るとともに、サービスの質が確保されるよう努めます。
- うつなど様々な子どもの心の問題や発達障がいなどに、早い段階で身近な地域において対応できるよう、拠点病院(こころの医療センター)を中核とし、各圏域において医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携した子どもの心の支援体制の構築を図ります。
- 放課後児童クラブにおける障がい児の受入れを促進するために、専門的知識を有する指導員の配置など体制整備に対する支援を実施します。
- 障害児通所支援事業所等が充足していない地域においては、市町村や特別支援学校等と連携を図りながら、在宅障がい児の放課後等における保護・育成活動をハッピーアフタースクール事業により支援します。

### **②医療的ケア児等に対する支援**

- 医療的ケアが必要な障がい児について、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携をして支援を行うための協議の場を設置し、それぞれの心身の状況に応じた適切な支援を受けられる体制を整備します。
- 在宅の重症心身障がい児(者)の身体機能や日常生活における基本的動作の訓練等が行えるよう、重症心身障がい児(者)を受け入れる通所支援事業所の充実を図るとともに、通所支援事業所がない圏域の在宅重度心身障がい児(者)に対して、身近な地域で専門的療

育を受ける機会を安定的に確保するため、事業所が行う巡回又は送迎による療育活動を支援します。

- 重度の肢体不自由児や知的障がい児とその保護者を対象として実施している療育キャンプに対して支援します。
- 重症心身障がい児(者)相談員を設置し、重症心身障がい児(者)の家庭の養育や生活等に関する相談に応じるとともに、専門的な相談指導に関し関係機関への連絡を行います。

### ③各種医療対策の充実

- 市町村における乳幼児発達支援に関する保育・教育機関との連携により、要観察児のフォロー体制の充実に努めます。
- 発見された疾患については、各種公費医療負担制度の活用により、早期治療を推進します。
- 早期に適切な療育が受けられるようなシステムの充実など、各種医療対策の充実に努めます。

## (4) スポーツ・文化芸術活動への支援

### 現状と課題

障がい者がスポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動に参加することは、心身の発達や健康・体力の保持増進ばかりでなく、障がい者の自立と社会参加の促進を図るために大切なことであり、スポーツ・レクリエーション活動への参加や文化芸術活動への参加を推進していくことが必要です。

本県では、全国に先駆けて、平成 12 年度から身体・知的・精神の三障がい合同の障がい者スポーツ大会等の開催に取り組むとともに、障がい者アート作品展の開催などに取り組んでいます。

地域において障がい者が、スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動に参加できる機会の確保などの環境を整える必要があります。

## **施策の基本的方向**

### **①スポーツ・レクリエーションへの支援**

- 障がい者がスポーツ・レクリエーション活動を楽しむことができるように、社会体育施設のユニバーサルデザイン化だけでなく、障がい者がスポーツをするのに適した施設となるよう努めます。
- 施設職員の障がいについての理解を促進し、障がい者スポーツを適切に指導、支援することができる職員を育成するとともに、関係スポーツ団体との連携を図り、障がい者が参加できるスポーツ教室の実施に努めます。
- 障害者週間における施設利用や障がい者スポーツ大会に対する施設使用料の減免の促進を図ります。
- 障がい者が多様なスポーツに参加できるよう、スポーツ指導者への障がいや障がい者への理解の促進に努めます。
- 障がい者のスポーツ活動を推進するため、(公財)島根県障害者スポーツ協会と連携を図り、島根県障がい者スポーツ大会の開催や全国障害者スポーツ大会等への選手派遣及び各地域でのスポーツ教室等の開催に取り組みます。
- 総合型地域スポーツクラブを中心に、地域において「いつでも、どこでも、だれでも」(子どもから高齢者、障がい者まで様々なスポーツを愛好する人々がだれでも)参加できるスポーツ・レクリエーション活動を目指し、障がい者と住民との交流を図ります。
- 学校の希望に従い、部活動に地域の指導者を派遣する事業を実施し、部活動の充実と競技力の向上を図ります。
- 福祉ボランティア活動のスポーツ分野への支援拡大を図るほか、スポーツ指導者への研修などを通じて障がい者スポーツへの理解を深め、スポーツボランティアの育成と組織づくりに努めます。
- スポーツに関する事業、施設、指導者等のきめ細かな情報提供を行うため、ホームページによる情報提供のほか、効果的な提供方法を検討します。

## ②文化芸術活動への支援

- 障がい者の創作活動等発表の場として、障がい者アート作品展などを活用します。
- 市町村が地域生活支援事業として実施する障がい者等の文化芸術活動への取組を、「島根県地域生活支援事業費等補助金」により支援します。
- 障がい者への美術館鑑賞料の減免、障害者週間における芸術鑑賞の推奨、障がい者への施設使用料の減免など、様々な取組により文化芸術鑑賞機会の確保を図ります。

## (5) 地域における福祉活動の充実

### 現状と課題

障がい者が地域社会の一員として、様々な活動に自主的に参加し、住み慣れた地域で暮らすためには、障がい者とともに活動する障がい者団体や、身近な地域での支援者である民生委員・児童委員や身体障害者相談員・知的障害者相談員等が連携を図りながら障がい者を支えることが必要です。

さらに、障がい者の地域での自立の促進や社会参加を支援するため、地域住民の様々なボランティア活動やNPO活動等が重要であり、障がい者のニーズに応じてボランティア等を派遣できる体制を身近な地域でつくることとともに、その資質の向上が求められています。

県では、(公財)ふるさと島根定住財団に「しまね県民活動支援センター」を設置し、地域の課題解決や地域活性化を目的としたNPO活動に取り組む団体等の支援や情報発信を行っています。ボランティア活動やNPO活動の取組が拡大し、障がい者の社会参加が促進されることが期待されます。

### 施策の基本的方向

#### ①障がい者団体や本人活動の支援

- 障がい者の自主的社会活動への参加を促進するため、障がい者団体へ必要な支援を行うとともに、障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援します。

## ②社会福祉協議会、民生委員、児童委員等の活動の充実

- 地域における障がい者の活動を支援するため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、身体障害者相談員・知的障害者相談員の連携が図られるよう支援します。
- 身近な地域において障がい者を支援する身体障害者相談員・知的障害者相談員について、研修等の充実により活動の活性化を図ります。

## ③ボランティア活動の推進

- 障がい者がニーズに応じてボランティアの派遣を受けることができるよう、障がいや障がい者に対する理解の促進に努め、ボランティア等の人材育成に取り組みます。
- しまね県民活動支援センターにおいて、NPO法人等の活動を支援する講座や訪問相談を実施するとともに、県民活動応援サイト「島根いきいき広場」やしまね地域ポータルサイト「だんだん」で団体情報やボランティア情報等を発信します。
- 「島根県県民いきいき活動促進条例」及び「島根県県民いきいき活動基本方針」に基づき、NPOと行政との協働しやすい環境づくりに取り組みます。

---

## 3. 就労支援

### (1) 一人ひとりの障がい特性や能力を活かした多様な就労の促進

#### 現状と課題

障がい者雇用率が適用される企業の障がい者雇用数は近年増加傾向にあり、また、実雇用率及び法定雇用率達成企業の割合は全国上位にあります。高い水準を維持し、更に障がい者の雇用の確保を図る必要があります。

一方、法定雇用率制度が障がい者の雇用の場の確保、職域の拡大に大きく寄与しており、平成30年4月から精神障がい者の雇用義務化に伴い、民間企業の法定雇用率が現行の2.0%から2.2%に引き上げられ、平成33年4月までに、更に2.3%まで上がることも決まっています。

精神障がい者、発達障がい者の増加により新規求職申込件数は近年増加傾向にあります。

これらのことから、障がい者雇用率制度、改正障害者雇用促進法の障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務等のさらなる周知・啓発による障がい者の雇用の場

の拡大とともに、障がい特性や能力を活かした職域の拡大や多様な働き方など、障がい者の働きやすい環境の一層の整備が必要です。

なお、民間に率先して障がい者雇用を推進する立場にある地方公共団体では、法定雇用率の順守に向け、引き続き取り組む必要があります。

また、障がい者の就労や定着を促進するためには、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点である障害者就業・生活支援センターの機能の充実を図り、就業面だけでなく、生活面を含めた総合的な支援が必要です。

職場定着を進めるためには、障がいの種別や状態、障がい者のニーズに応じたマッチングを行うとともに、障がい特性等に合ったきめ細かな支援を企業も一緒になってチームで行い、障がい者にとって働き続けやすい職場になるよう支援する必要があります。

## **施策の基本的方向**

### **①雇用率制度を柱とした施策の推進**

- 企業に対して、島根労働局、公共職業安定所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構などの関係機関と連携・協力して、法定雇用率達成に向けての周知・啓発を行います。
- 民間に率先して障がい者の雇用を促進するため、計画的な採用を進めます。
- 事業主に対し、障がい者の雇用に係る助成金制度について周知します。

### **②定着を見据えた就業面・生活面からの総合的支援**

- 労働・福祉・教育・医療等の複数の分野における支援者が連携して、就職の準備段階から職場定着までを支援する「チーム支援」を推進します。
- 障害者就業・生活支援センターを中心に、障がい者の就業とそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、職業生活における自立支援を促進します。
- 障害者就業・生活支援センターにおいて、週末等に仕事と離れた余暇活動の場を提供し、ストレスの解消方法、仕事のオンとオフのメリハリの付け方等、仕事と生活が両立できる力を自らが醸成できるよう支援します。

- 就労系福祉サービスの希望者に対しては、アセスメントを経て、障がい者一人ひとりのニーズや状態に応じたきめ細かな支援を実施できる体制や、就労支援員等のスキルアップを図ります。
- 平成30年4月から就労定着支援サービスを行う就労定着支援事業所と障害者就業・生活支援センターの定着支援が他の就労支援機関の支援と有機的に連携し、企業や障がい者、家族に対して適切な支援ができる体制整備を図ります。

### ③多様な雇用・就業形態の促進

- 障がいの種別、状態等に応じた適正な雇用管理や作業環境の改善を行う事業主に対する各種助成制度の周知を図ります。
- 県内において新たに特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所の設立認定を受けた者に対して、特例子会社等の設立・認定申請に係る事務経費を助成する制度の周知を図ります。
- （公財）しまね産業振興財団と連携して、起業・創業から経営改善まで支援を行います。
- 県の機関において職場実習や就労の機会を提供し、障がい者の職業的自立を支援します。
- 一般就労が困難な障がい者に就労の場を提供するため、就労継続支援サービスの提供体制の整備を支援します。（再掲）

### ④雇用への移行を進めるための支援

- 企業、民間教育訓練機関等地域の多様な委託先を活用し、関係機関と連携しながら、障がい者の能力、適性及び地域の障がい者雇用ニーズに対応した障がい者の就職促進のための訓練を実施します。
- 事業所に障がい者を短期の試行雇用の形で受け入れてもらい、事業主の障がい者雇用のきっかけづくりを進めるための「チャレンジ事業」、「障害者トライアル雇用事業（試行雇用）」や、職業的自立に向けた総合的かつ具体的・実践的な人的支援を行うジョブコーチ（職場適応援助者）制度について周知を図ります。

## ⑤職業能力の開発

- 高等技術校における障がい者の受講機会の拡大を図るため、施設のバリアフリー化等障がい者の受講に配慮した施設・設備の改善・整備に努めるとともに、指導員研修の実施等により受入体制の充実に努めます。
- 障がい者の職業訓練に当たっては、関係部局で連携を図りながら、障害者職業センターや職業安定機関等との連携を密にし、効果的な訓練の実施に努めます。
- 在宅・在職の障がい者に対して、アビリンピック(全国障害者技能競技大会)への参加を積極的に働きかけるとともに、技能検定の受検を促進します。

## (2) 工賃向上のための支援

### 現状と課題

障がい者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労継続支援B型事業所等での工賃水準の向上に取り組んでおり、平成 28 年度の平均工賃月額実績は、18,994 円となっています。

島根県障がい者就労事業振興センターを通じて、事業所の行う施設外就労の拡大や新商品開発、設備整備、共同受注等への取組を支援しており、平均工賃月額は年々上昇しています。

事業所数、定員数は増加しており、引き続き工賃水準の向上に向けた支援に取り組めます。

### 施策の基本的方向

#### ①共同化・連携の推進

- 島根県障がい者就労事業振興センターを通じて、共同受発注窓口の整備や事業所・行政機関・支援機関との連携・ネットワーク化の支援を行います。
- 事業所同士又は他の産業等と連携を図る事業や工賃向上効果が大きい新商品の開発に対して支援します。
- 農業分野との連携による施設外就労、施設内農業等の促進に取り組めます。

## ②受注・販路の拡大

- 民間企業、行政機関等に対して障害者就労施設等への発注の呼びかけを行います。
- 障害者優先調達推進法に基づき、平成 25 年度以降、毎年、県の官公需における発注目標の設定、優先発注等に取り組んでおり、引き続き、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先調達を推進します。

## ③企業的経営手法の導入

- 島根県障がい者就労事業振興センターを通じて、技術面での専門家を事業所等に派遣します。
- 役員・管理者向けの経営セミナーの開催などを通じて、就労継続支援事業所の経営力の強化に向けた支援を行います。

---

## 4. 保健、医療、教育の充実

### (1) 保健活動の推進

#### 現状と課題

障がいの原因となる疾病等の予防及び早期発見・治療の推進を図り、健康で明るく、生きがいをもって生活する地域社会の実現を目指す健康長寿しまねの取組を更に推進する必要があります。

精神疾患は、全ての人にとって身近な病気であり、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要があります。

また、入院が長期化しがちな精神障がい者の地域移行を進めるに当たっては、医療、福祉、行政のみならず、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会の実現を目指すことが重要です。このため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める必要があります。

地域の障がい者への保健活動としては、市町村等関係機関が地域保健の担い手の確保や資質の向上を図る必要があります。

## **施策の基本的方向**

### **①健康づくりの推進**

- 脳卒中、心臓病、高血圧、糖尿病、歯周病等の生活習慣病等の予防及び早期発見・早期治療のため、各医療保険者が行う特定健康診査・特定保健指導、また、健康増進事業に基づく健康教育、健康相談等を推進するとともに、予防に関する知識の普及や啓発に努めます。
- 生涯を通じた健康づくりの基礎を築く小児期においては、保育所や学校保健との連携により小児期からの生活習慣病予防対策を推進していきます。
- 脳卒中等の発症は若い働き盛り世代の人にもみられることから、職域保健との連携を図り、生活習慣病予防を推進します。
- 障がいの原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見・治療の推進を図るために、妊産婦の健康診査や健康教育、新生児を対象とした各種マスキリーニング、乳幼児健診、予防接種、乳幼児の発達に関する専門相談・支援事業の充実・受診率の向上を図るとともに、関係機関の連携を強化し、保健・福祉サービス及び医療につなげるよう努めます。

### **②精神保健の推進**

- 精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、福祉、行政等との重層的な連携による包括的な支援体制を構築します。
- 早期診断・早期対応を積極的に進めるため、学校・職域とも連携して、精神疾患や精神障がいに対する正しい知識の普及・啓発に努めます。
- 家族会や当事者会、精神保健福祉ボランティア等の活動の支援の充実を図ります。
- 各保健所においてピアサポーターを養成するとともに、その活用の場である相談活動についても充実を図ります。
- 本県の自殺死亡率は高い水準で推移しているため、自死対策推進センターを中心に、県民の気づきと見守りを促す普及・啓発活動やゲートキーパーの養成など関係機関・団体が連携して総合的な対策の推進を図ります。

- 多様な精神疾患に対応できるように、心と体の相談センター、保健所を中心に、子どもの心の診療ネットワークなど各疾患における関係機関等と連携して相談対応等の各種対策を実施します。
- 関係団体との連携を図るため、教育、福祉、保健医療、雇用等各分野の専門家が参画する「島根県ひきこもり支援連絡協議会」において役割の確認や情報共有に努めるとともに、各圏域において関係機関のネットワーク会議を開催し、切れ目・隙間のない支援に取り組みます。
- ひきこもりの家族支援のための家族教室、家族会の支援、研修会の実施について引き続き取り組めます。
- 精神疾患に関する研修を実施するとともに、保健医療福祉従事者の研修参加を促進します。

### ③地域の保健活動への支援

- 市町村の実施する障がい者に対する保健福祉サービス等に対して、保健所を中心に専門的・広域的な立場から技術的助言・調整等の支援を行います。
- 障がい者保健福祉等に関する情報を広く収集、管理、分析するとともに、関係機関や地域住民に対して提供し、地域の障がい者保健福祉サービスの推進を図ります。

## (2) 難病対策の推進

### 現状と課題

難病患者等については、障害者総合支援法が平成25年4月に施行され、障害福祉サービスの対象となりました。また、難病患者等の療養生活全般に関する情報提供や専門医による医療相談・療育相談の要望が多いことから、情報提供や専門相談の充実が必要です。

### 施策の基本的方向

#### ①相談支援・生活支援の充実

- 難病患者及びその家族に対して、適切な療養相談や患者・家族会を開催し、病気に関する不安の軽減を図るとともに、必要な医療・介護保険等の情報提供を行います。

- 保健所及びしまね難病相談支援センターを中心とした難病相談の体制を充実し、難病患者の支援を行っている関係者に対して、必要な知識・技術の習得のために研修会を実施します。
- 難病患者が、病状急変時あるいは家庭における看護・介護が困難となった場合に、適時に適切な医療の提供ができるよう、難病等対策協議会の活動を強化するとともに、難病医療専門員の専門相談・連絡調整機能を充実します。
- 難病患者の生活の質の向上にむけて、生活支援のできるボランティア等の人材育成を図ります。

## ②福祉サービスの提供

- 症状の変動等により身体障害者手帳の取得ができないが一定の障がいのある難病患者等に対して、居宅介護など障害者総合支援法に定める障害福祉サービスが適切に提供されるよう支援します。(再掲)

## (3) 障がい者に対する適切な医療等の提供

### 現状と課題

障がいの原因となる疾病等を予防し、早期発見・治療が可能な地域医療・救急医療体制の整備が必要です。そのためには、プライマリーから三次医療機関までの医療機能の分化(医療機関間の役割分担)と連携が重要であり、保健医療計画に基づき、医療連携体制の構築に努めています。

また、特に精神疾患、難病等について適切な治療を行うため、身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供、適切な入院医療の確保が必要であり、保健所や市町村等関係機関による保健活動との連携が求められています。

そのためにも、保健・医療・福祉のニーズに的確に対応できるマンパワーの養成・確保対策が必要であり、確保を円滑に進めていくためには、研修の実施、就業環境の改善等が必要です。

高次脳機能障がいなどリハビリテーションにより回復が期待される障がいについて、身近な地域で適切なリハビリテーションを受けられる環境づくりを進める必要があります。

## **施策の基本的方向**

### **①地域医療、救急医療体制の充実**

- 障がいの原因となる疾患の専門医療の確保等医療体制の整備を進めるため、圏域・県境を越えた医療連携体制の構築を図り、地域医療提供体制の充実に努めます。
- 障がいの原因となる外傷、脳血管疾患等に対して迅速かつ適切な治療を行うためドクターヘリを活用するほか、在宅当番医制事業、病院群輪番制病院事業、救命救急センター事業等により、救急医療体制の充実に努めます。
- 精神障がい者の地域生活への移行・地域定着及び心の健康問題への早期対応を図る観点から、精神科救急医療体制整備事業、精神科救急情報センター運営事業を中心に緊急的な医療相談、受診に対応できる体制の充実に努めます。

### **②適切な医療の提供**

- 人権に配慮した良質な精神保健医療サービスの提供に向け、医療機関との連携を進めるとともに、精神疾患に対する正しい知識の普及を進めることなどにより精神医療へのアクセスの改善を目指します。
- 精神医療における人権の確保を図るため、精神医療審査会の機能の充実と適正な運営に努めます。
- 多様な精神疾患に対応した質の高い精神科医療を提供できる体制や、病院、診療所、訪問看護ステーション等の役割分担・連携を推進するための体制を構築します。
- 難病等は継続的な治療が必要な場合が多く、身近な地域での適切な治療を行うため、在宅における医療の提供、適切な入院医療の確保をするとともに、地域の関連機関等との連携を促進します。
- 難病患者の入院確保を図るため、拠点病院、協力病院を中心として、適切な医療提供を行うことができる体制の整備に努めます。

○在宅人工呼吸器使用中の神経難病患者に対する訪問看護を推進する体制整備を行います。

○周産期関係機関の連携を推進し、母体・新生児搬送体制の充実を図ります。

### ③医療従事者の養成・確保

○地域の保健・医療・福祉を適切に提供するために、医師や看護師等の専門職を確保する必要があることから、県内就職の促進のための取組の充実を図ります。

○地域の保健・医療・福祉事業従事者の連携を図り、障がいの原因となる疾病等の予防から社会復帰まで適切に支援できる体制を整備するために、障がい者施策等の理解を深めるための研修等の充実を図ります。

### ④リハビリテーション体制の充実

○高次脳機能障がいなど医学的リハビリテーションにより機能の維持、回復が期待される障がいについては、できるだけ身近な地域で医学的リハビリテーションができるように、専門医療機関との連携を図りながら、地域の実情に合わせた体制整備を図ります。

## (4) 一人ひとりのニーズに応じた教育の充実

### 現状と課題

平成19年の学校教育法の一部改正以降、全ての幼稚園、小学校、中学校、高等学校において、特別支援教育を推進することが規定され、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導だけでなく、通常の学級においても発達障がいを含む全ての障がいのある子どもたちへの支援が進められています。

特別支援教育の対象となる幼児児童生徒数は増加しており、また、発達障がいを含めた障がいの多様化への対応等の課題が大きくなっています。

このため、特別な支援を必要とする子どもの自立と主体的な社会参加の実現に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うための具体的な方策として、本県における特別支援教育の推進に関する基本計画として策定した「しまね特別支援教育推進プラン」に基づき、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築など施策の着実な実施を図り、本県の特

別支援教育が、特別な支援を必要とする子どもたちにとって有用なものとなるよう努めていくことが重要です。

## **施策の基本的方向**

### **①指導充実のための教育環境の整備**

- 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等において、特別な支援の必要な児童生徒等一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育が推進されるよう、教育内容・指導体制の充実に努めます。
- 障がいのある子どもにとって学校施設が利用しやすく、安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、県立学校の施設設備の更なる整備を図るとともに、市町村に対しても同様の考え方を示し、協力しながら県全体の教育環境の向上に努めます。

### **②早期からの一貫した相談支援体制の整備**

- 教育、医療、福祉、保健、労働等が連携した乳幼児期からの一貫した相談支援体制を整備し、ライフステージに応じた支援が推進されるよう努めます。
- 特別支援学校のセンター的機能の推進など、発達障がいを含む全ての障がいに対応する教育相談の充実を図ります。
- 各学校で指名されている特別支援教育コーディネーターが、保健、医療、福祉、労働等の関係機関や市町村及び保護者と連携して障がいのある児童生徒等を支援できるよう、校内体制の充実に努めます。
- 市町村の行う就学相談、就学支援が適正に行われるよう支援します。

### **③地域における多様な連携の推進**

- 地域との連携により、地域の実状を生かした特色ある教育の推進を図ります。
- 地域及び学校間の連携による積極的な交流及び共同学習を推進します。
- 関係機関との連携を図り、特別支援学校の児童生徒の重度・重複化、多様化への対応に努めます。

○特別支援学校のセンター的機能の充実により、小・中・高等学校等においても、一人ひとりのニーズに応じた教育を進めます。

○学校、地域、家庭が連携し、生涯学習の機会の提供に努めます。

#### ④指導力の向上と研修の推進

○島根県教職員研修計画に基づき、教職員研修の充実努めるとともに、人権意識を高めるための研修や障がいのある子どもに対する理解を深めるための研修を充実し、教職員の資質・指導力の向上を図ります。

○派遣研修や免許法認定講習を継続して実施するなど、教員の資質、指導力、専門性の向上に努めます。

#### ⑤社会的及び職業的自立の促進

○特別支援学校の職業教育の充実を図るとともに、キャリア教育を推進し、社会的、職業的自立を促進します。

○労働関係機関や関係部局と連携し、卒業生の進路開拓を更に進めるとともに、アフターケアを継続して行い、職場定着を図ります。

○中学校特別支援学級においてもキャリア教育を推進します。

---

## 5. 生活環境

### (1) ひとにやさしいまちづくりの総合的推進

#### 現状と課題

障がい者の自立と社会参加を支援し、障がいのある人が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、高齢者や障がい者等が生活しやすいまちとは全てのひとが生活しやすいまちであるとの認識のもと、平成 10 年に「ひとにやさしいまちづくり条例」が制定されました。

また、平成 18 年に成立した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」では、高齢者や障がい者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、公共交通機関や建築物のバリアフリー化の推進や、バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等が規定されました。

これらのことから、ひとにやさしいまちづくり条例やバリアフリー法に基づき、県民、事業者への普及・啓発を積極的に図り、行政、住民、事業者、各種団体の連携のもと、ハード・ソフト一体となった取組を推進することが必要です。

## **施策の基本的方向**

### **ひとにやさしいまちづくりの推進体制の整備**

- ひとにやさしいまちづくり条例の趣旨・目的等について普及・啓発を図るとともに、障がい者等の多様なニーズに対応できるよう、障がい者の意見やユニバーサルデザインの概念を反映した「ひとにやさしいまちづくり」を、関係機関や各種団体と連携しながら推進します。
- 身体障がい者等用駐車場を必要とする障がい者や高齢者、妊産婦等に利用証を交付する「身体障がい者等用駐車場利用証制度（愛称：思いやり駐車場制度）」を実施し、身体障がい者等専用駐車場の適切な確保を促進します。
- 障がい者が安心して快適に観光できるよう、障がい者に配慮した接客方法やホスピタリティ向上のための研修を実施し、観光関係事業者の障がい者理解の促進を図ります。
- ホームページ等により、障がい者等が利用しやすい施設・設備などの情報提供を行います。

## **（２）住宅・建築物のバリアフリー化の推進**

### **現状と課題**

県庁舎をはじめとする県立施設は、ひとにやさしいまちづくり条例等に基づき、障がい者や高齢者だけでなく誰もが利用しやすい施設整備を推進していますが、まだまだ様々なバリアが存在していることから、今後も計画的にバリアフリーに取り組む必要があります。

民間の公共的建築物等についても、徐々にバリアフリー化が図られてきていますが、多くの施設において様々なバリアが存在していることから、障がい者や高齢者等が快適で安心して生

活できるよう、また、観光等で安心して訪れることができるようバリアフリー化を推進することが求められています。

また、住宅の整備については、援護を要する障がい者や高齢者が自立して社会生活を送るために、生活の基盤となる住宅が確保されるとともに、快適な住環境の整備が必要です。

## **施策の基本的方向**

### **① 県立施設の整備**

- 庁舎等の建設に当たっては、障がい者等の意見を反映し、障がい者等が利用しやすい施設となるよう整備を図ります。
- 既存の庁舎等の改修については、障がい者等の意見を反映し、点検等を行い、障がい者等が利用しやすい施設となるようスロープ、誘導ブロック、手すり、点字表示、多目的トイレ、エレベーターの設置など全庁的にバリアフリー化を推進します。
- 障がい者等が利用しやすい公園となるよう多目的トイレの設置など園内のバリアフリー化を推進します。
- 障がい者や高齢者の方でも水辺に安心して訪れることができ、「癒しの場」として親しまれるよう、地域の自然的特性や社会的特性、利用者のニーズに配慮した河川、海岸の整備を行い、適所に階段やスロープ、緩勾配の堤防等の設置を推進します。
- 自然公園施設の整備に当たっては、可能な限り多目的トイレの設置、歩道の勾配緩和、転落防止柵等安全施設の設置等を行い、豊かな自然を誰もが楽しめるようにユニバーサルデザインを促進します。

### **② 民間施設の整備**

- ひとにやさしいまちづくり条例に基づいたバリアフリー化が推進されるよう、整備基準に適合する施設への適合証の交付や建築主や設計者等への指導を行います。
- 設計上の配慮事項等を記載した整備マニュアルを必要に応じて見直し、障がい者に配慮した施設整備が進むよう啓発に努めます。

### ③住宅の整備

- 身体障がい者や高齢者が安全で快適に生活できるように、公営住宅のバリアフリー化を進めるとともに、関係機関の協力・連携により、身体障がい者や高齢者向けの住戸の整備に努めます。
- 住宅のバリアフリー化を促進するため、「長寿社会の住まいづくり～住宅設計指針」の普及を図るとともに、建築技術者等が県民の相談に応じるしまね住宅総合相談員制度の周知・活用を図ります。
- 身体障がい者や高齢者が同居する住宅の改修への助成制度の周知を図ります。

## (3) 公共交通機関・歩行空間等の安全確保とバリアフリー化の推進

### 現状と課題

交通事故の増加等に伴い安全でより快適な道路空間の整備が望まれており、なかでも交通安全施設等の整備としての歩道等の整備が急務となっています。

特に、交通弱者である障がい者や高齢者にとって利用しやすい、歩道段差の切り下げ、視覚障がい者誘導用ブロック等の整備を一層充実していくことが必要です。

また、障がい者の自由で安全な移動を確保するためには、障がい者等に配慮した交通信号機の整備等により、障がい者や高齢者が安心して通行できる安全な歩行空間の整備を推進していく必要があります。

公共交通機関の整備においては、障がい者が利用しやすい交通手段の確保が求められていますが、県内の交通車両、ターミナルなどにおいて整備が充分とは言えないものもあります。バリアフリー法に基づき、公共事業者が旅客施設を新設・大改良する際や車両を新たに導入する際にはバリアフリー化基準へ適合させるとともに、既存の旅客施設や車両等についても、基準に適合するよう改善の働きかけなどを行い、障がい者にやさしい交通体系の構築を図る必要があります。

障がい者の運転免許の取得については、指定自動車教習所において、障がい者の障がいの程度に対応した車両により教習を行うなど教習等が円滑に行われるよう配慮する必要があります。

## **施策の基本的方向**

### **①道路環境の整備**

- 歩道の整備や段差の切り下げ、視覚障がい者誘導用ブロックの適切な設置等に努めるとともに、歩道の適切な管理を行い、障がい者に安全で快適な歩行環境の確保に努めます。
- 電線共同溝などの無電柱化事業により、歩行者等の通行を阻害している電柱を除去し、安全で快適な歩行空間の確保に努めます。

### **②安全な交通環境の整備**

- 障がい者等の意見を踏まえながら、音響式信号機、弱者感应式信号機等の交通安全施設を整備し、障がい者等が安全に利用できる交通環境の整備を図ります。
- 障がい者等が安全に運転できるよう見やすくわかりやすい道路標識や道路標示などを整備します。
- 自動車や自転車等の交通ルール遵守やマナーの向上に努めます。また、平成 29 年4月1日から公道走行が可能となった、タンDEM自転車の安全走行に向けた取組を進めます。

### **③公共交通機関の充実**

- バリアフリー法やひとにやさしいまちづくり条例に定めた整備基準を達成するよう公共交通施設のバリアフリー化の取組を積極的に促進します。
- 障がい者が、安全、快適に待機できるバス停留所や駅のプラットフォーム等の改善を促進します。
- 障がい者が乗車しやすい低床バス、ノンステップバスやリフト付きバスなどの車椅子対応車両、音声・文字案内機器等の導入を促進します。
- 交通事業者に対して、障がい者が自由に移動できるよう主要駅やターミナル等の段差解消、スロープ、エレベーター、多目的トイレなど障がい者に配慮した施設整備について、より一層の理解を求めながら、促進を図ります。

#### ④移動支援の充実

- 指定自動車教習所に対し、障がい者への円滑な教習等が行われるよう指導を行います。
- 障がい者が教習所の施設を自由に利用できるよう施設のバリアフリー化を促進します。
- 身体障がい者用特殊車両の整備を促進します。
- 障がい者が保有している特殊車両による教習が行えるよう指導します。

### (4) 防災・防犯対策の推進

#### 現状と課題

障がい者が安心して地域での生活を送るためには、関係機関が連携して適切な防災対策を図る必要があります。東日本大震災や各地で発生する災害の教訓等を基に、災害時の障がい者への支援体制や連絡体制の整備、避難場所や避難経路等の整備を行うとともに、日常的な啓発や防災組織の育成等を図る必要があります。

また、障がい者等を犯罪者や事故などから守るために、障がい者等への地域安全情報の提供や不審者侵入対応訓練の実施などを推進する必要があります。

#### 施策の基本的方向

##### ①防災対策の充実

- 平成 29 年 10 月に見直した地域防災計画により、県、市町村等それぞれの役割に応じて、障がい者など要配慮者に関する情報の把握、要配慮者に配慮した設備等を備えた福祉避難所の確保などを推進します。
- 県・市町村・防災関係機関連携による防災訓練、自主防災組織の設立・育成・充実などを推進し、風水害・震災等の災害時の障がい者への支援体制の充実強化に努めます。
- 障がい者や高齢者の入所する施設に対して、火災発生の未然防止、発生時の早期通報、夜間管理体制の充実、避難対策や初期消火装置・器具の設置・保守など防火安全対策を強化するよう消防機関からの指導の徹底を図ります。

- 災害時の心のケア等に対応するため、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の整備を行うとともに、被災施設等への広域的支援活動を行う、しまね災害福祉広域支援ネットワーク(DCA T)の活動を支援します。

## ②防犯対策の充実

- 警察官と地域安全推進員等のボランティアが連携し、犯罪や事故の被害を受けやすい障がい者やその家族の要望に基づき訪問活動を行い、地域安全情報の提供などの地域活動を推進します。
- 障害者支援施設等を利用する障がい者が安心して生活ができるように、防犯に係る安全確保のための施設整備の促進や職員の対応に係る点検、指導を行うとともに、関係機関と地域住民との連携により安全確保体制の構築に努めます。
- 不審者侵入時の対応方法について確認するため、社会福祉施設をはじめ、教育機関、事業所等からの依頼に応じて、不審者侵入対応訓練、講習等を推進します。

### 用語解説（50音順）

#### あいサポート運動

様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していく『あいサポーター』の活動を通じて、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）をつくっていく運動。

#### 医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児。

#### インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者とない者が共に学ぶ仕組み。

#### Web アクセシビリティ

障がい者や高齢者だけでなく Web を利用する全ての人が、年齢や身体的制約、利用環境等に関係なく、Web で提供されている情報に問題なくアクセスし、コンテンツや機能を利用できること。

#### キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

#### 強度行動障がい

生活環境への著しい不適応状態で、激しい不安・興奮・混乱などを示し、結果的に多動、自傷、異食などの行動が高い頻度と強い程度で出現するため、適切な指導を行わなければ日常生活を営むうえで著しい困難がある状態をいう。

#### ゲートキーパー

自死の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自死や自死関連事象に関する正しい知識を普及したり、自死の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る役割を担う人。

#### 高次脳機能障がい

病気や交通事故など様々な原因により、脳の一部に損傷を受け、その後遺症として、記憶したり、考えをまとめたり、物事を判断して段取りをするなどの脳の機能（高次脳機能）がうまく働かなくなる障がいのこと。

## 工賃

就労継続支援 B 型事業所等で、雇用契約に基づかず、事業所が利用者の作業の対価として支払うもの。

## 合理的配慮

障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないとき、社会的障壁の除去のために行う、必要かつ合理的な配慮。

## 合理的配慮(雇用の分野)

募集及び採用時において、障がい者と障がい者でない人との均等な機会を確保するための措置。採用後も、障がい者の能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置を障がい者と事業主の話し合いにより講ずること。

## 雇用率制度

雇用者に占める障がい者雇用の割合が一定率以上であるよう、法律で事業主に義務づけている制度。平成 30 年度から身体障がい者・知的障がい者と同様に精神障がい者も雇用義務の対象となる。

## 災害派遣精神医療チーム(DPAT)

DPAT:Disaster Psychiatric Assistance Team

自然災害や航空機事故等の大規模災害の後に被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う精神科医・看護師・事務調整員等の多職種からなる専門的な精神医療チーム。”

## 島根県障がい者就労事業振興センター

平成 22 年 9 月に障がい者就労支援事業所における工賃水準の引き上げを目指し設立され、事業所に対する総合的な支援を行う機関。

## 島根県障がい者施策審議会

障害者基本法の規定により設置され、都道府県障害者計画や障害福祉計画に関して、施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項を調査・審議する附属機関。

## しまね災害福祉広域支援ネットワーク(DCAT)

DCAT:Disaster Care Assistance Team

県内で災害救助法が適用される程度の災害が発生し、かつ広域的支援が必要とされる場合に、県内福祉関係団体が連携して災害福祉広域支援活動を行うことを目的に設置するネットワーク。”

## 障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障がい者及び職場不適應により離職した者、また離職の恐れのある在職者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活の支援を行うことにより、障がい者の雇用の促進と生活の安定を図るもの。

## ジョブコーチ

障がい者が実際に働く現場で、障がい者には業務遂行能力やコミュニケーション能力の向上支援、事業主には障がい特性に配慮した職務設定、指導方法などの助言を行う者で、職場適応援助者とも呼ばれる。

## 身体障害者補助犬

視覚、聴覚、肢体に障がいのある人の日常生活をそれぞれに支える盲導犬、聴導犬、介助犬の総称。「身体障害者補助犬法」では、身体障がい者が公共施設、公共交通機関、不特定多数の人が利用する民間施設等を利用する場合において、身体障害者補助犬の同伴を受け入れる義務があることなどを定めている。

## 成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が不十分な成年者を保護するため、本人の判断能力に応じて、成年後見人や保佐人等を選任し、本人のための意思決定支援や身上保護(生活や医療・福祉の利用に関する支援など)、財産管理を行う制度。

## 地域活動支援センター

障がい者が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る市町村が設置する施設。

## 地域自立支援協議会

障がい児者が地域の中で安心して暮らすことができるよう、地域全体で障がい児者を支えるシステムづくりのための協議を行う市町村、圏域単位の機関。相談支援事業をはじめ、福祉、医療、保健、教育、就労など幅広い関係者と市町村行政が、地域課題を踏まえた社会資源の改善・開発、事業評価、人材育成、権利養護など幅広い取組を行うことが期待される。”

## チーム支援

福祉施設等の利用者をはじめ、就職を希望する障がい者一人ひとりに対して、ハローワーク職員、福祉施設等の支援員、障害者就業・生活支援センター支援員、医療機関従事者等がチームをつくり、就職から職場定着まで一貫した支援を実施すること。

## 特例子会社

事業主が障がい者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たした場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を計算できる制度。

## 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう、契約に基づき、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスなどの援助を行う事業。

## 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障がい、協調運動の障がい、心理的発達の障がい並びに行動及び情緒の障がい。

## 発達障害者支援センター

発達障害者支援法に基づき、発達障がい児・者またはその家族に対する専門的な相談支援、発達支援、支援者に対する情報提供及び研修などを行う機関。

## ハッピーアフタースクール事業

県内の特別支援学校に通学する在宅の児童・生徒を対象に、空き教室等を利用して、放課後及び長期休暇期間に利用を希望する児童・生徒を預かり、保護・育成を行う。児童・生徒及びその保護者の社会参加の促進を目的とした事業。

## バリアフリー

高齢者や障がい者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味。もともと住宅建築用語であり、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いる。

## ピアサポーター

自らの”精神障がい”や”精神疾患”の経験を生かし、ピア(仲間)として支え合う活動をする者。

## マススクリーニング

迅速に実施可能な検査や試験を用いて無自覚の疾病を暫定的に識別すること。新生児に対する先天性代謝異常検査がある。

## ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

## 要約筆記

聴覚障がい者のための情報コミュニケーション保障の手段の一つであって、話し手の話の内容を要約して文字情報にし、それを筆記して、聴覚障がい者に伝達すること。

## 療育キャンプ

集団宿泊による共同生活等を通じ、心身障がい児の社会適応力を養うとともに、児童の保護者に対して療育相談、研修等を行うことによって、在宅心身障がい児の福祉の増進を図る。

# 島根県障がい者施策審議会条例

昭和46年12月22日  
島根県条例第45条

## (趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として設置する島根県障がい者施策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。
- 3 学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (専門委員)

第5条 審議会に、専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

## (庶務)

第6条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

## (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 (略)

## 島根県障がい者施策審議会委員名簿(平成 29 年度)

氏 名	所 属 ・ 役 職
芦 矢 京 子	島根県重症心身障害児(者)を守る会副会長
東 美奈子	島根県相談支援専門員協会会長
大 橋 泰 之	島根労働局職業安定部長
小 川 勇 吉	一般社団法人島根県精神保健福祉会連合会理事長
金 川 克 則	出雲養護学校長
北 尾 慶 子	社会福祉法人恵寿会理事長 (出雲サンホーム施設長)
黒 田 一 夫	全国パーキンソン病友の会島根県支部事務局長
白 川 英 代	島根県自閉症協会会長
伊 達 伸 也	東部島根医療福祉センター院長 (障がい児施設代表)
長谷川 有 紀	島根大学医学部附属病院子どものこころ診療部長
服 部 一 伸	島根県民生児童委員協議会理事
福 井 幸 夫	島根県身体障害者団体連合会会長
馬 庭 隆	出雲市健康福祉部長
室 崎 富 恵	島根県手をつなぐ育成会会長

※敬称略、50音順

## 島根県障がい者基本計画

平成 30 年 3 月

編集・発行 島根県健康福祉部障がい福祉課

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地

電話 0852-22-6526（直通）